

第二百二十九回国
参議院法務委員会會議録第二号

平成六年六月七日(火曜日)
午後零時三十一分開会

委員の異動

三月三十日

補欠選任

志村 哲良君

辞任

南野知恵子君

五月九日

補欠選任

石井 一二君

辞任

木暮 山人君

五月十日

補欠選任

木暮 山人君

辞任

石井 一二君

六月二日

補欠選任

荒木 清寛君

辞任

常松 克安君

六月三日

補欠選任

西野 康雄君

辞任

正敏君

六月六日

補欠選任

南野知恵子君

辞任

服部三男雄君

出席者は左のとおり。

委員長 猪熊 重二君
理事 下稲葉耕吉君
委員 糸久八重子君
平野 貞夫君
荒木 清寛君
志村 哲良君
鈴木 省吾君
南野知恵子君

委員

国務大臣	法務大臣	中井 洽君
政府委員	法務政務次官	牧野 聖修君
	法務大臣官房長	原田 明夫君
	法務大臣官房副長	永井 紀昭君
	法務省刑事局長	則定 衛君
	法務省矯正局長	松田 昇君
	法務省入国管理局長	塚田 千裕君
最高裁判所長官代理人		仁田 陸郎君
最高裁判所事務総局経理局長		播磨 益夫君
事務局側	常任委員会専門員	

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(法務行政の基本方針に関する件)
(平成六年度法務省及び裁判所関係予算に関する件)

○委員長(猪熊重二君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る五月十日、常松克安君が、また、昨六日、服部三男雄君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君及び南野知恵子君がそれぞれ選任されました。

○委員長(猪熊重二君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(猪熊重二君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に平野貞夫君及び荒木清寛君を指名いたします。

○委員長(猪熊重二君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、法務行政の基本方針について、中井法務大臣から所信を聴取いたします。中井法務大臣。

○国務大臣(中井治君) このたび法務大臣を命ぜられました中井治でございます。

内外にわたり極めて困難な問題が山積しております。この時期に法務行政を担当することになり、その職責の重大であることを痛感いたしております。

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあります。国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が揺るぎなく確立され、国民の権利がよく保たれていることが極めて重要であると考えます。

私は、こうした認識のもとに、法務行政の各分野にわたって適切な方策を講ずるよう全力を尽くしたいと考えております。

次に、当面する法務行政の重要施策につきまして所信の一端を申し述べ、委員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第一は、治安の確保及び法秩序の維持についてであります。

最近における犯罪情勢を概観いたしますと、一般的にはおおむね平穏に推移していると認められますが、強盗、殺人、放火等の凶悪事犯が多発し、暴力団関係事犯、薬物事犯、過激派や右翼によるテロ・ゲリラ事犯も後を絶たない上、地方公共団体首長らによる瀆職事犯、大型の脱税事犯を初めとする財政経済事犯が相次いで発覚いたしております。また、来日外国人による犯罪が増加、凶悪化するともに、諸外国との間において相互に犯罪人引き渡しや捜査共助等を要する事件が増加するなど、犯罪の国際化の傾向が顕著であります。

私は、このような情勢のもとで、各種犯罪事象に的確に対処するため、檢察態勢の一層の整備充実と適正な檢察運営に不可欠な網紀の保持に意を用い、さらに、刑事司法に関する国際協力を促進していくことにより、時代の要請に応じた良好な治安の確保と法秩序の維持に努めていきたいと考えております。

第二は、出入国管理行政の充実強化についてであります。

本格化する国際化時代を反映し、最近の出入国者数は増加の一途をたどっており、また、不法在留者も現在約三十万人と推計される状況のもとで、出入国管理行政における事務量は急激に増加し、これに加えて本年九月には関西新空港の開港が予定されておりますので、出入国管理行政を迅速かつ円滑に遂行していくため、今後一層の業務体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

ます。

また、出入国管理行政の遂行に当たりましては、我が国社会の健全な発展の確保及び国際協調と国際交流の増進への寄与という基本理念のもと、専門的技術者等の外国人の受け入れの促進及び実践的な技術等の海外移転を図る技能実習制度の円滑な実施を図る一方、不法就労外国人問題に対する厳正かつ効果的な対策を推進していく所存であります。外国人に関する諸問題については、今後とも内外の情勢や世論を踏まえながら幅広い角度から検討を加え、これらに的確に対処してまいりたいと考えております。

第三は、一般民事関係事務の効率化と訟務事件の処理等についてであります。

一般民事関係事務は、登記事務を初めとして事務量が逐年増大するとともに、社会経済活動の多様化、国際化を反映して年々複雑困難の度を強めてきております。特に、登記事件は、公共事業の活発化等を背景に依然として高水準で推移しており、一般国民が直接窓口を訪れる機会も多くなつてきております。そこで、このような現状に対処し、窓口サービスの抜本的改善を図るため、引き続き登記事務のコンピュータ化を推進し、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

民事関係の立法につきましては、法制審議会の各部会において調査、審議を進めているところであり、自己株式の取得規制の見直しに関しましては、本年二月に法制審議会の答申が得られましたので、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたところです。また、戸籍事務のコンピュータ化につきましても、本年一月の民事行政審議会の答申を踏まえ、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしました。

次に、訟務事件の処理についてであります。最近の訟務事件は、量的にも高い水準にあるばかりでなく、質的な面においても、国際化の進展を反映したものや、最先端の知識、技術が問題とな

るものなど、複雑困難なものが増加する趨勢にあります。また、これらの訴訟は、集団化、大型化し、全国各地の裁判所に提起される傾向にあり、訴訟の結果いかんが国の政治、行政、国民生活等に重大な影響を及ぼすものも少なくありませんので、訟務事務処理体制の一層の充実強化を図り、適正円滑な事件処理に努めてまいりたいと考えております。

第四は、人権擁護行政についてであります。

人権の擁護は、憲法の重要な柱であり、民主政治の基本でもあります。人権の擁護については、国民のすべてが人権について正しい認識を持ち、互いに他人の人権を尊重し合いながら幸福を追求するという態度が必要であると考えます。

人権擁護行政につきましても、各種の広報活動によって国民の間に広く人権尊重の思想が普及高揚するように努めるとともに、具体的な人権に関する相談や人権侵害事件の調査、処理を通じて関係者に人権尊重の思想を啓発し、被害者の救済にも努めてまいりたいと考えております。

中でも、いじめ、体罰などの子供の人権問題、部落差別を初めとする各種の差別問題につきましても、関係省庁とも緊密な連絡をとりながら、一層活発な啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、法律扶助制度は、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために極めて重要なものであります。今後ともその充実に努めるとともに、法律扶助制度の調査研究にも意欲的に取り組んでまいりたいと考えております。

第五は、犯罪者に対する矯正処遇と更生保護についてであります。

犯罪者の矯正処遇につきましては、対象者に暴力団関係者、覚せい剤事犯者のほか、施設への入出所を繰り返している累犯者等改善困難な者の占める割合が増加しているのに加え、外国人被収容者が増加し、あるいは高齢化傾向が顕著であるなど処遇の複雑困難化が著しくなっていることから、これらの者の年齢、犯罪傾向、刑期その他

の特性等を考慮した適切な処遇を推進するとともに、医療体制の拡充や社会内処遇への円滑な移行を図るなどして処遇の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、これらの者の社会復帰及び再犯防止につきましては、犯罪のない明るい社会の実現のために多大な貢献をしている民間篤志家、団体との緊密な連携を保って社会内処遇の一層の充実、発展に努めてまいりたいと考えております。中でも更生保護会の保護施設につきましても、緊急にこれを整備する必要がありますところ、昨年十月、矯正保護審議会から建議を受けまして、施設の整備を図るため、更生緊急保護法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしました。

なお、監獄法の全面改正を図るための刑事施設法案につきましても、第百二十回国会に再提出されました後、継続審議の扱いとなっておりまして、第百二十六回国会におきまして衆議院の解散に伴い廃案となっておりまして、しかし、刑事司法の重要な一翼を担う行刑制度の近代化を図る上におきまして、制定後八十年余を経た現行監獄法の全面改正は不可欠の課題であり、法改正へ向けて検討を加えてまいりたいと考えております。

第六は、司法制度に関する立法についてであります。

我が国における外国弁護士を受け入れ制度は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法施行後、円滑に運用されてまいりましたが、臨時行政改革推進審議会第三次答申、外国弁護士問題研究会の提言及び総合経済対策等を踏まえ、最近における弁護士業務を取り巻く国際環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法律事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法律事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等、外国法律事務弁護士の活動に關する規制を合理化する等のため、右法律の改正法案を今国会に提出いたしました。

また、社会の高齢化等に対応した施策として、一般職の国家公務員について、家族を介護しなればならなくなった場合、一定期間介護に専念することを認める介護休暇制度を設ける等のため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案が提出されているところでありますが、裁判官についても、これと同様の趣旨で介護休暇を導入する必要があることから、裁判官の介護休暇に関する法律案を今国会に提出いたしました。

最後に、これら法務行政の適正円滑な推進の確保のため本国会に提出し、御審議をお願いすることを予定しております法律案は五件であります。今後提出法律案の内容について逐次御説明することになりますが、何とぞ十分な御審議をいただき、速やかな成立に至るようよろしくお願い申し上げます。

以上、法務行政の重要施策につきまして所信の一端を申し述べましたが、委員長を初め委員皆様の一層の御協力、御支援を得まして、法務大臣としての重責を果たしたいと考えておりますので、どうか御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長(猪熊重三君) この際、牧野法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。牧野法務政務次官。

○政府委員(牧野聖修君) お許しをいただきます。一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

このたびは法務政務次官に就任をいたしました牧野聖修でございます。

時局柄大任だとは思いますが、中井法務大臣を補佐いたしました。時代に即応した法務行政の推進のため、誠心誠意努力をいたす所存でございます。委員の皆様方の温かい御指導と御支援をくださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○委員長(猪熊重三君) 次に、平成六年度法務省所管及び裁判所関係予算について説明を聴取いた

します。

まず、原田法務大臣官房長。

○政府委員(原田明夫君) 平成六年度法務省所管の予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、法務省所管の一般会計予算額は五千四百四億六千万円であり、登記特別会計予算額は一千五百九十五億四千四百万円でありまして、その純計額は六千二百八十六億五千五百万円となっております。この純計額を前年度当初予算額六千四百四十四億円と比較しますと二百四十二億五千五百万円の増額となっております。

次に、重点事項別に予算の内容について御説明申し上げます。

まず、定員の関係であります。前年度定員と比較いたしますと純増二百一十一人となっております。

平成六年度の増員は、新規五百二十人と部門間配置転換による振りかえ増員七十六人とを合わせ、合計五百九十六人となっております。

その内容を申し上げますと、一、法務局における登記事務、訟務事務及び人権擁護事務の処理体制を強化するため、登記特別会計の百五十八人を含め百六十三人、二、検察庁における特捜事務、財政経済事犯及び国際犯罪事犯等に対処するとともに、公判審理の迅速化を図るため九十二人、三、刑務所における保安体制、処遇体制及び医療体制の充実を図るため百十二人、四、少年院及び少年鑑別所における教育、観護体制の充実を図るため三十二人、五、保護観察活動等の充実を図るため二十六人、六、出入国審査及び在留資格審査並びに退去強制手続の業務の充実強化を図るため百七十一人となっております。

他方、平成三年七月五日の閣議決定に基づく平成六年度定員削減分として三百八十五人を削減することとなっております。

次に、主要事項の経費について御説明申し上げます。

第一に、法秩序の確保につきましては、三千七

十六億七千万円を計上し、前年度当初予算額と比較しますと七十六億九千八百万円の増額となっております。

その内容について申し上げますと、まず、検察庁関係では、検察活動の充実を図る経費として九百三十五億九千四百万円を計上しております。

矯正施設関係では、刑務所等矯正機能の充実を図るため一千七百八十八億二千円を計上しており、この経費の中には、被収容者の処遇の確保のための生活備品、日用品の改善及び食糧費の単価改定等に要する経費を含んでおります。

更生保護関係では、保護観察等の充実を図る経費として百六十三億九千三百万円を計上しております。

訟務関係では、国の利害に係る訴訟事務の処理経費として十三億九千八百万円を計上しております。

公安調査庁関係では、公安調査活動の充実を図る経費として百七十四億六千五百万円を計上しております。

第二に、出入国管理業務の充実等につきましては、二百六十三億七千万円を計上し、前年度当初予算額と比較しますと二十九億四千五百万円の増額となっております。

その内容の主なものについて申し上げますと、出入国及び在留管理業務の充実を図る経費として四十八億一千九百万円、不法就労外国人対策の強化を図る経費として十三億八千四百万円、外国人登録事務処理経費として六十五億九千八百万円等を計上しております。

第三に、国民の権利保全の強化につきましては、一般会計で八百八十一億二千八百万円を計上し、前年度当初予算額と比較しますと二十七億四千百万円の増額となっております。

その内容について申し上げますと、まず、登記関係では、登記事務費として七百二十二億九千二百万円を計上しております。この登記事務費は、登記事務を円滑、適正に処理するために設けられている登記特別会計の財源の一部として繰り入れ

ための経費であります。

法務局のうち登記を除く関係では、国籍、戸籍等の事務処理の充実を図る経費として百五十六億九百万円を計上しております。また、人権擁護関係では、地域改善対策としての啓発等権利擁護活動の充実を図るため十二億二千七百万円を計上しております。

第四に、施設の整備につきましては、老朽、狭隘化が著しい基幹の大行刑施設及び拘留支所の継続整備を含め、法務省の庁舎及び施設を整備するための経費として百六十億九千六百万円を計上しております。

第五に、登記特別会計につきましては、総額一千六百三十六億七千六百万円の歳入、一千五百九十五億四千四百万円の歳出となっております。

歳出の主な内容としては、登記事務のコンピュータ化計画の推進及び登記簿謄本交付事務の適正、迅速化を図る経費五百四十七億九千五百万円、登記申請事件の審査等経費三十六億六千四百万円、法務局の支局出張所等を整備する施設整備費として七十九億三千八百万円等をそれぞれ計上しております。

以上、平成六年度法務省所管の予算の概要を御説明申し上げます。

説明申し上げます。次に、仁田最高裁判所事務総局経理局長。

○委員長(猪熊重二君) 平成六年度最高裁判所所管歳出予算要求額について御説明申し上げます。

平成六年度最高裁判所所管歳出予算要求額の総額は二千八百八十三億一千九百七十九万八千円でありまして、これを前年度当初予算額二千八百三十八億九千八百九十七万四千円に比較いたしますと、差し引き四十四億二千八百三十二万四千円の増加となっております。

これは、人件費において十九億七千八百七十一万九千円、裁判費において十七億五千五百十八万七千円、施設費において三億六千三百三十八万一千

円、司法行政事務を行うために必要な庁費等において三億二千五百五十三万七千円が増加した結果であります。

次に、平成六年度歳出予算要求額のうち、主な事項について御説明申し上げます。

まず、人的機構の充実、すなわち増員であります。

民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件、破産事件の適正かつ迅速な処理及び司法修習体制の充実を図るため、判事補十人、裁判所書記官五十人、裁判所事務官七人、合計六十七人の増員をすることとしております。

他方、定員削減計画に基づく平成六年度削減分として裁判所事務官等三十二人が減員されることとなりますので、差し引き三十五人の定員増となるわけでありです。

次は、司法の体制の強化に必要な経費であります。

裁判運営の効率化及び近代化のため、庁用図書等裁判資料の整備に要する経費として七億三千二百四十四万一千円、複写機、計算機等裁判事務能率化器具の整備に要する経費として九億二千四百四十五万七千円、調停委員に支給する手当として六十九億二千六百二十四万九千円、裁判費の充実を図るため、国選弁護人報酬に要する経費として二十九億九千四百七十七万一千円、通訳人謝金等に要する経費として三億八千三百六十九万九千九百九十二円、参事員等旅費として九億五千九百九十二万一千円を計上しております。また、裁判所施設の整備を図るため、裁判所庁舎の新築、増築等に必要経費として百二十五億三百九十七万七千二百円を計上しております。

以上が平成六年度最高裁判所所管歳出予算要求額の概要であります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長(猪熊重二君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終了いたしました。

これより大臣の所信に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○下稲葉耕吉君 自由民主党の下稲葉でございます。まず、中井大臣に、大臣御就任、心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

羽田内閣の成立に伴いまして永野法務大臣が御就任になったわけでございますが、記者会見等における発言が問題になりまして辞任されました。その後新しく法務大臣に就任されたわけでございまして、いろいろなことをお考えになつていらっしゃると思つてございまして、法務大臣というポストは大変重要なポストでございますし、我々今から御指導いただいたり、あるいはまたいろいろ御意見申し上げることも多かろうと思つてござい

ます。最初に、大臣に就任されまして、今申し上げましたような経緯で大臣に就任されたわけでござい

ますが、大臣の御感想をお伺いしたいと思つて

○國務大臣(中井治君) お話ございましたように、突然の羽田総理からの任命でございまして、大変自分自身で驚いたというのが就任当時の率直な思ひでございます。

同時に、一月たちまして、予算委員会、本会議、そしてきょう御審議をいただくということで、私も十四年ぐらゐの国会生活になりますが、この参議院の委員会室に入らせていただきますのは実は初めてでございます。そういういろいろな初めての経験をさせていただきながら、御指摘ございましたように、本当に法務大臣というポストの重さ、責任の重さ、これを痛感をしている毎日でございます。

下稲葉先生のような法務行政、特に御経験の深い諸先輩の御指導をいただいて、身を引き締めて間違ひのない職責を果たしていきたい、この思ひでいっぱいでございます。

す。これは大臣のおっしゃるとおりでございます。

ちよつと余談になりますが、この文章は、中井治というところが違つて、三ヶ月だとか後藤田だとか、この十行は全く同じことをおっしゃつております。私はそれはそれでいいと思ふんです、法秩序の維持と国民の権利の保全というのが中心でございますから。

世界の状況を見ても、政治の問題、経済の問題、社会問題あるいはまた外交、いろいろ論議されておりますけれども、国内の治安が維持されていなければそれは政治とか経済とか社会とかめちやくちやになつていくことは周知のとおりでございます。日本は世界的に見まして大変治安がいい国でございまして、治安がいいということがもう日常茶飯事になつていく。何か最近

は水も高いんですけれども、水や空気みたいなもの、当たり前なんだというふうな認識でございます。大変なことになりますし、また逆に言うと、それだけに治安関係の皆様方に対する国民の期待というものも大きい、こういうふうな思ふわけでございます。

そこで、その所信に従ひまして御質問申し上げます。中井法務大臣を初めといたしまして、前任者の数人の方々の所信表明を検討させていただきました。

第一に、治安の確保及び法秩序の維持について中井法務大臣が新しく言われていることは、「適正な檢察運営に不可欠な網紀の保持に意を用い、」というところが実は従来の法務大臣にない新しい表現になつてゐるわけでございます。

今さら申し上げるまでもないんですが、最近、檢察庁の方々にかかわるいろいろな疑惑だとか暴行事件だとか、その他いろいろ報道されている事案がございまして。そういうふうなことで結果的に国民の檢察に対する信頼というものがなくなつたら私は大変なことだと思ふし、これは非常に重要に受けとめなければならぬ問題じゃないか。そういうふうなことで所信の中に、従来のな

つた表現でございすけれども、こういうふうな表現が入つてきたと私は思ふんです。

まず、官房長でも刑事局長でも結構でございますが、今私は大ざっぱに申し上げましたけれども、個人名は要りません、具体的にこの種の問題がございましたというところをお話しいただいて、それに対する大臣の御決意なりなんなりを承りたい、このように思ひます。

○政府委員(原田明夫君) ただいま下稲葉委員御指摘のとおり、最近、検事の暴行事件を初めといたしまして、世間一般にいろいろ御心配もおかけし、また憂慮もしていただきましたような事案が何件か発生いたしました。

まず、検事が取り調べに当たりまして参考人に暴力を用いたという事案で、ある若手検事でござい

ますが、これはもう公になつておりますので申し上げますが、金沢元検事の件でござい

ますが、これにつきましては法務当局といたしまして懲戒免職という極めて重い処分いたしましたし、また本件につきま

して、検察におきまして逮捕、勾留して捜査を遂げた後、裁判所に公判請求をいたしました。過般判決があつたものでござい

ますと同時に、これにつきましても現在法務・檢察当局におきまして、刑事事件として、また身分上の調査案件ということで鋭意調査をさせていた

いでいるものでござい

ます。いづれにいたしましても、法務・檢察当局としては前代未聞の事態が起こつたということで大変厳肅に受けとめさせていた

ております。このような事案は決してあつてはならないことは言うまでもござい

ませんが、全く例外的とは申せこのようなことがあつたという

ことを深刻に受けとめて、さまたまな観点から再びこの

ように各般の施策を講じるように検討してまいりたい。長年にわたり法務・檢察行政について御指導、また御助言を賜つてまいりました当委員会の先

○国務大臣(中井治君) 検事が取り調べ中の参考人や被疑者に暴行を加えるというようなことは断じてあってはならないと考えております。しかしながら、そのあつてはならない事件が、今、官房長から報告がありましたように、起こったということとはまことに遺憾に存じます。そういう意味で、ただいま下稲葉先生から御指摘ありましたように、あえて所信の中に「不可欠な綱紀の保持に意を用い、」こういう言葉を入れさせていたのだ次第であります。

検察当局におきましては、今、官房長から話がありましたように、今回の事件を契機に職員の指導監督を徹底するなど再発防止のための努力を続けていくと聞いておりますが、法務大臣といたしまして、検察がその適正な運営に不可欠な綱紀の保持に努め、国民の期待と信頼にこたえられるよう尽力してまいりたい、このように考えております。

○下稲葉耕吉君 お気持ちよくわかります。もう一言それにつけ加えてみたいと思うんですが、今、官房長は前代未聞だとおっしゃいました。なるほどそうだろうと思えます。しかし、これが氷山の一角であつてはならないわけでございます。それから、一つ一つの事案を検討させていただきますと、割に幹部の方が多い。地検の次席さんだとか高検の検事さんとか、そういうふうな方々の名前が出てきておるといふふうなことです。むしろこういうふうな人たちは、今、官房長がおっしゃったように、綱紀の引き締めの際に立っているいろいろおっしゃる立場の方じゃないかと思うんです。

そこで、大臣、いろいろおっしゃいましたけれども、私も昔の仕事でいろいろ似たようなことで大分苦しい目に遭ったこともあるんですが、口先で言うだけじゃだめですね。だから、こういうふうなことで具体的にどういふふうなことをやりましますというのを実は聞きたかったんです。一生懸命やりましますというものはもうどなたも一生懸命

命おっしゃるのであつて、どういふふうな機会にどういふふうなことを徹底してやりますとか、どういふふうな組織をつくりましますとか、あるいは制度的にもこうしなすとか、法律的にもこうしなすとか、あるいは人間関係こうやりますとか、いろいろあるだろうと思ふんです。そういうふうな点で、もう一言ございませうばお願ひいたしたい。

○国務大臣(中井治君) 今回の検事のこれらの事件、おっしゃるやうに氷山の一角ということがないと信じておりますが、金沢元検事の事件を契機に内部的にいろいろ調査もいたしまして、結果他の二件も浮かび上がってきたところもあつたやうに聞いております。今この二件がそれぞれ内部的にも、あるいは検察におきましても処理が進んでいる最中でありまして、これに並行いたしまして、原因あるいは対策、これらも鋭意研究あるいは議論いたしている最中だと聞いております。幅広く国会あるいは国民各層の御批判もいたさず、こういう事犯が二度と起こらないやうにいろいろ面からの対策をとらせていきたい、このやうに考えております。

○下稲葉耕吉君 この問題はこの程度にいたしまして、次にこの所信の三ページにございませう入管行政の充実強化についてということでございます。入管局長にお伺ひいたしますが、「最近の出入国者数は増加の一途をたどっており、」云々とあります。平成四年と平成五年、二年間の比較で外国人の出入国者数を御報告いただきたい。

○政府委員(塚田千裕君) お答え申し上げます。外国人の出入国者数につきましては、平成四年で三百九十二万六千三百四十七人、平成五年では三百七十四万七千五百五十七人となっております。○下稲葉耕吉君 大臣、お聞きになりましたやうに、大臣の報告はうそですよ。減っています。

○政府委員(塚田千裕君) 最近の出入国者数と申しましたとき、私も日本人の出入国者数も一緒に数えまして、そちらの方はふえておつたものでございませうからこのやうな表現いたしました。○下稲葉耕吉君 そういうふうにおつしやるのなら、私は畳みかけて聞きますよ。トータルとしてふえていますか、減っていますか。どつちですか。

○政府委員(塚田千裕君) トータルでは微増だと私は理解しております。○下稲葉耕吉君 平成五年で微増だと言つたね。間違ひないですか。あなたのところで出している資料、ここにあるよ。見せてやろうか。なければあるよ、ここに。○政府委員(塚田千裕君) ちょっと微妙な数字でございませうので、今計算いたしましたお答え申し上げます。

○下稲葉耕吉君 計算いたしましたというのはいかしのんだね。大臣が今我々にふえていけると報告されているんです。大臣が国会に報告されているんですよ。それを計算しなければわからない、そんなことじゃ委員会をなめていますよ。今、私訊んだでしよう。「最近の出入国者数は増加の一途をたどっており、」ということだから、平成四年と平成五年を比べてください。そうしたら、外国人の出入国者は、平成四年が三百九十二万、平成五年は三百七十四万。十七万減っているんですよ。それで、どうですかと聞いたから、日本人の出入国者がふえている、こつ言ひましたね。だから全体として微増だと言つた。

微増といつたら、幾ら微増なんですか。私の手元では減っているんだ。○委員長(猪熊重二君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(猪熊重二君) 速記を起こして。○政府委員(塚田千裕君) 最終的な数字はまだ出ないのでございませうけれども、出入国者と入国者、これは日本人と外国人すべてを足しまして私どもは平成四年よりは平成五年の方がふえているという理解でございませう。正確な数字はすぐ出すようにいたします。申しわけありません。

○下稲葉耕吉君 それでは申し上げますが、同じ表に書いてあるんですよ。外国人入国者数、日本人入国者数、平成四年、平成五年。それで外国人入国者は、平成四年が三百七十四万。これだけ減っている。日本人の出国者は、一千七百七十九万、一千九百九十三万から十四万ふえている。けれども、外国人の入国者は十七万減っているんですよ。それにもかかわらず、増加の一途をたどっていると。そこであなただけ主張されるのなら、もつと嫌なことを言ひますよ。

「出入国管理行政の充実・強化についてであります。」というこの項目は全部前の大臣のときの報告と同じだ。ただ、一字違う。どつが違ふかというに、関西空港の開港予定が「来年九月」と書いてある。これは「本年九月」と。この一字変わっただけだ。その間に日本に來たりあるいは日本人が出たり、実数は変わつていっているわけだよ。そんなことを勉強しないで全く同じ文章を出して、国会をごまかそうと思つたらとんでもない話だ。これは大臣の所信なんだから。公の席ですよ。衆議院でも通つていっているんですよ。それで、そういうふうに入管局長、どうなんだ。

○政府委員(塚田千裕君) 国会を軽視するとか、そういうつもりは毛頭ございませんで、私の至らぬ点はまことに不明を恥じ入りまして、おわびを申し上げます。その辺のところはぜひ御理解を賜りたいと思ひます。それと、数字につきましては、即座に出なかつたのはまことに失態でございまして、この点もおわび申し上げます。ただ、今計算をしておりましますので、その数字につきましては披露させていただきます。

○国務大臣(中井治君) 下稲葉先生から大変手厳しく御指摘をいただきました。数字は後から申し上げると思ひますが、委員の御指摘の数字で間違ひがなからうかと考えます。私自身も、担当局から法務行政につきましてレ

クチャーを受けましたときに、平成四年から平成五年にかけて外国人の入国が約十七万減つておると、このことは言われて頭の中に入つておつたわけでございますけれども、最近の入国数はという形で、近年増加一途という感じがございまして、これをついつい見過ごしまして、この点につきましてはまた先生の御指導に従つて、委員長のもと御計らいを願えればありがたい、このように考えております。

ただ、前大臣と同じ文章じゃないかという御指摘でございましたが、出入国管理に関して、問題的には前大臣のころと変わらない、ただ量的増大あるいは質的困難、こういった形で非常に増加が見られる、そういう形で引き続き対策をやりたい、こういう気持ちで同じような文章になったのではないかと、このように考えております。

同時に、就任しましてちょうどきょうで一カ月であります、先月の二十八日の土曜日、あえて土曜日であつたのでありますが、私は成田の飛行場へ視察に飛びまして、出入国管理の第一線の状況を詳しく視察をいたしてまいりました。文章は一緒ではありませんけれども、心構えをいたしまして、これからの本場に質的、量的に増大をし複雑化する出入国管理が誤りのないよう対応させていきたい、このように考えております。

○下稲葉耕吉君 私は、入管行政が大変だということは非常によくわかります、この委員会もあるいはまた我々も入管体制の強化のために、あるいは施設の増強とかあるいは増員とか、いろいろ今までやってきたつもりでいるわけですが、また今後ともそういうようなつもりでやることについてはやぶさかではございません。微力でございますけれども、いろいろ御協力させていただきたいという気持ちがあることはもう間違いないんです。

今、大臣がおっしゃいましたことでちよつと私ひつかかるのは、数が減つてきているんですよ。減つたんですよ。これはいろんな理由があるんですよ。しかし、去年の三ヶ月大臣のときにはまだ正

解だつた。正しかつた、三ヶ月大臣のときにはまだふえていたんですよ。ところが、去年の後半を契機にして数字が変わつてきているんですね。その辺に対する認識が一行も出てきてないんですよ、これは。だからどういふふうにしよつかという問題が私は出てくると思うんですよ。というのは、先ほども申し上げましたように、来年というのをことしと変えただけで、字が全く同じだつた。

私は、大臣の所信の一番最初におっしゃつた法秩序の問題、これはもう当然だと思います。しかし、入管行政というのはもうどんどん変わつていっているから、大臣のこの表現は間違つていますから、「増加の一途をたどつており」というのは、果たして増加の一途をたどつていっているか。それとおりなら私は訂正しますよ。しかし、入管局からいただいているこの表を見る限り、私は入管局からいただいた表を信用するしかない。外国人で入つてきた者と日本人で出国した者、信用するしかない。この表はさけないんですよ、私の手元には。これじゃ減つていっているんですよ。おとしまではふえていたんですよけれども、少なくとも去年が減つていっていることは間違いないんですよ。

だからそういうふうなことで、三ヶ月さんのときにはそういうふうな同じ内容のことでもよかつたんだけれども、情勢が変わつてきている、それをして受けとめていただいて、その辺のところは検討してほしいと思います。

それから、三十万人、これはオーバーステイですね、不法滞在者、現在約三十万人と推計される状況だということです。

入管局長に伺いますが、オーバーステイの人たちが、不法滞在者がどんどんふえていたのは平成三年から平成四年ごろだつたと思うんですよ。このときは一年間に何人ぐらいふえていたか、オーバーステイの人たちが。平成三年から平成四年まで、一年間で何人オーバーステイがふえているか。概数でいいですよ。そんなのはもう入管局長としてはイロハのイだと思つたがね。

○國務大臣(中井治君) 入管局長は正確な数字をというところで今調べているようですが、私はレクチャーの中で、その当時、先生の御指摘のあつた当時、毎月約一万人ぐらゐずつふえた、こういう形で聞いております。

○下稲葉耕吉君 まさしく大臣のおっしゃるとおりで、あの一年間で大体十一万から十二万ふえているんですよ。だから一月一万人。毎日ジャンボ機で一機ぐらゐずつふえていたわけですよ。今はどういふかといふと、一年間で幾らもふえていないんですよ。一年間で一万人もふえていない。数千でしよう。しかも一番新しい統計によると、去年の五月から十一月までは減つていっているんですよ。

だから、その辺の認識というのはこのペーパーでは全然出てこないんだな。それだけに入管行政というのは動いているんですよ。いや、私は表現だけとらえて言っているんじゃないんですよ。基本的な姿勢を問題にしたいわけなんだ、そういうふうな動いているんだから。関西新空港はいいですよ。ただ、そういうふうなものに対応する入管局の姿勢というものは、私はきちつとしておらぬといふかぬと思うんですよ。基本がわからないんですよ、全然だめじゃないですか。

局長、どうかね。

○政府委員(塚田千裕君) 下稲葉先生の御指摘は一つ胸にこたえるものがございますけれども、ただこの不法就労三十万というのは不法残留者の数で推定しておるわけでございます。一番大きくは我が国の経済情勢、景気というふうなこともございましてまたまた足踏みをしておりますけれども、これはやはり大きな流れとしては、傾向としては一時的な停滞であつて、ストップであつて、これから先の流れとしてはまた大きく変わつていくというところで、趨勢は今までと同じではないかというふうな理解してこのような表現になつたわけでございます。

表現の仕方が稚拙だとか至らないとか、一々御指摘の点はしかと受けとめさせていただきまして、今後の執務上、注意をしまいたいと思つて存じます。

○下稲葉耕吉君 いずれまた一緒に勉強をさせていただきますが、入管の問題はこの程度にいたしておきます。

それから次に、法案の問題がいろいろ出ております。商法の一部改正だと戸籍法の問題だとか、これはいずれ法案がこの委員会でも審議されるだろうと思つたからその際にお伺いすることにいたしました。今度は法律扶助制度の問題に、これは七ページでございますが、大臣触れておられます。

そこで二つに分けて言つておられますね。「今後ともその充実に努めるとともに」ということと「法律扶助制度の調査、研究にも意欲的に取り組んでまいりたい」、この二つであります。それについて具体的に御説明いただきたいと思つた。担当の局長からでも結構です。

○政府委員(原田明夫君) ただいま御指摘いただきましたように、法律扶助制度全般にわたつて大変関心も高まつてまいりまして、この問題につきましては、従来から日本弁護士連合会、また法律協会とも協力いたしまして法務省の関係部局が鋭意検討してまいつたわけでございますが、その成果を踏まえまして今後法律扶助制度の基本的なあり方につきましても十分調査研究いたしまして、そしてさらに充実させていきたいという観点からこのような考えを表明させていただいておるものでございます。

ただ、現在のところ、ただいま申し上げましたのは、従来検討されておりましたのはいわゆる民事事件を中心とする法律扶助制度ということで、その充実強化を図っていくという観点でございます。

また一方、法律扶助に関しましては、弁護士会等におきましては刑事事件につきましても特に被害者段階における、被害者のさまざまな権利の保全のために弁護制度を活用したいということ、それらにつきましても法律扶助の考え方を導入してはどうかという御意見もございまして、

ただ、それにつきましては今後さらに検討する課題といたしまして、当面は民事事件を中心とする法律扶助制度の研究ということで進めさせていただきますというふうに考えていることが背景にござります。

○下稲葉耕吉君 県によつては弁護士会の方で当番弁護士制度とか何とかということをしてしましたね。おっしゃる通りに、それは国選弁護士がつく前の段階の弁護活動、捜査段階の被疑者ですか、そういうふうなことで法律扶助制度でいろいろやつてほしいというふうな意見もあることも私承知いたしております。そういうふうなことで「調査、研究」というふうなことを言われているのかもしれないと思ふんです。

御承知のとおり、外国では大變この制度が進んじやつて、それで日本はどうしたのだというふうな意見もあることも私わからねわじやございませぬ。ただ、やはり日本には日本としての制度というものがあろうと思ひます、この中の「充実」というのは、あれは何ですか、委託費ですか、要するに補助金ですね、それをふやしたいという意向だろと思うんですね。それはそれでわかります。

後で時間があれば弁護士会とかかわり合いの問題でちよつとこの問題にまた触れてみたいと思ふんですけれども、私どもの方にも法律扶助制度の充実を圖つてくれという事で、日弁連の会長さんあたりがお見えになつて陳情を受けていることもござります。それもよくわかります。そういうふうなこともあつて、今度はその「調査、研究」に本年度の予算を初めて組まれたのだらうと思ひますが、その辺のことだらうと思ひます。

それから、これもまた弁護士会が関連してくるわけでございますけれども、明治四十一年に監獄法ができました、たしか昭和五十五年でございしたか、法制審の答申が出て、それで刑事施設法案というのが国会にその後提案されまして、今日まで成案を見ていない。大臣のこの所信表明によりますと、廃案になつてゐると。「しかし、刑事司

法の重要な一翼を担う行刑制度の近代化を図る上におきまして、「云々」ということで「法改正」に向けて検討を加えてまいりたい、こういうふうな言われております。

私はもう本当にこれは大變な問題だと思ふんですが、事務当局じゃなくて大臣のお気持ちとひとつ聞かせていただければありがたいと思ひます。

○國務大臣(中井治君) 明治時代の法律のままで今も運用しているということはこれは大變なことであると考え、法務省におきましてもいろいろとお願ひはしてきたわけでありまして、残念ながら御指摘のような状況になつております。私自身もこの法案を関係団体、また国会の御理解、これを得て早期に国会に御提出をし、ぜひとも成立をして近代的な体制というものを一刻も早くつくり上げるべきだと考え、大臣としてできる限りの努力をさせていたきたい、このように考えております。

○下稲葉耕吉君 ちよつとほかの問題に入りま

大臣、刑事訴訟法の四百七十五條を御存じでございませぬ。死刑の執行についての法務大臣の命令というのを決めてあるわけでございますが、大臣に御就任なさいますと、国会議員の中には死刑制度を廃止しようというふうなことで議員連盟なりなんなり結成されていろいろ御活躍されていられるということも私は承知いたしておりますが、法務大臣におつきになられたわけでございますので、この問題につきましてもお考えをひとつお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(中井治君) 大臣に就任以來、このことを考えない日は実は一日もございませぬ。

過般も、国会の死刑廃止議員連盟の竹村先生ほか、お越しをいただきました。先週の土曜日には三重県で知事主催の私の就任の祝賀会がございまして、国会議員を代表して田村元先生がお祝ひを言つてくれたわけでありまして、その中でもこの件についてお触れをいただき、御忠告も賜りました。

制度そのものは、既に先生御承知のとおりで、裁判所が司法の独立の中で十分な御審議をいただいて刑を下されたわけでございます。法務大臣として、自分の良心に問ひかけながら、また可能な限り一つ一つの事案を判断しながら職務を遂行していきたい、こんな思ひでございます。

○下稲葉耕吉君 わかりました。

現在、死刑を存置している国が百カ国を超えているというふうに私認識しています。したがって、死刑を存置している国の方が多いわけですね。アメリカでもそうですし、また近隣では中国、韓国、フィリピンが最近また死刑を復活いたしました。ヨーロッパで死刑を廃止している国が多いんですが、これもやはりそれぞれの国の歴史的背景があるように私は思ひます。例えば、ドイツなんか死刑を廃止している。あれはもうナチのああいふうな大變なことを背景にして、国民感情としてやはり死刑を廃止するべきではなからうかというふうなことであったのだらうと思ひます。そういうふうな国際的な流れというふうなものを見てみましても、やはり存置国の方が多いというのは事実でございませぬ。

それから、刑罰法令の中で死刑を規定している条文が十八條ございまして、その中で尊属殺、刑法の二百條、これは違憲という事で判決が確定いたしておりますから、現在刑罰法令の中に死刑を規定している条文というのは十七條というふうな、間違つていたら訂正してほしいと思ひますが、私は認識いたしております。

その十七條なんですけれども、それぞれの条文について最高裁の資料等を検討いたしてみますと、ここ五年ぐらひになりましようか、本来死刑を判決している条文の適用を受けた判決が四千三、四百ありまして、その中で十七件しか選択をされてない。しかも、その判決を受けた内容を一つ一つ検討いたしてみますと、みんな人を殺した人なんです。殺した人に対する死刑の判決なんです。しかもその殺した人が一人じゃない。数人の場合もあります。あるいは殺した方が非常に残酷な殺し方

をしてゐるというふうなことであつて、人を殺してなくて死刑の判決を受けたというの是一件もないというのが最近の実態でございませぬ。

それから、改正刑法草案では、今申し上げました十七が絞られまして八つになつた。だから、死刑の選択というのとは条文の中でもだんだん少なくなつてきている、そういうのが趨勢ではなからうか。加えて国民世論、いろんなところで世論調査をなさつておりますけれども、六〇%から七十%というものが死刑存置に賛成なんです。こういうふうな実態というものを私どもはまず十分認識すべきではなからうか、それが背景にありますわね。

なるほど一つしかない命を国家の権力でなくしてしまふ、これは人権上の問題があるんじゃないか。もう一つは誤判ですよ。反対論者の大きなポイントはその二つだらうと思ふんですね。

それにつきましても、今申し上げましたようなことから考えますと、それは誤判があつちやよくない。もう最大限の努力をして、しかも日本の制度というのには三審制度だ、しかも再審の道も開かれてゐるというふうなこと。

それから、国家権力が人の命を絶つのはどうだらうかという議論は議論として僕はあつちやと思ふ。これはもちろんあつちやいいことなんですけれども、やはり一つしかない命を償つてでもやつてもらわなくちやならないようなこともあるんだというふうな認識が私は必要じゃないだらうかと。

いろいろ反対論者の御意見も私わからねわじやないですが、そういうふうなことを突き詰めていくと、やはり日本としては当分、それは国民の世論が變つて反対派が圧倒的に多いとか何とかというふうな情勢になつてくるとか、あるいは具体的なケースがあつていろいろ問題が出てきたとか何だかんだというところから格別、今の情勢では刑事訴訟法四百七十五條に規定されていることについて、やはり法の番人、法の執行者としての、責任者としての大臣がそういうふうなことで毅然とやられるべきじゃないかというのが私の気持ちで

ございますけれども、もう一遍ひとつ大臣に。
○国務大臣(中井治君) 先ほど下稲葉先生からお話のありました最近の死刑の判決の傾向というのはそれとおりであろうかと、このように承知をいたしております。

同時に、種々お考えをお述べいただいたわけでございます。

私も就任をしまして、先ほど申し上げましたように、いろんな角度から聞き、勉強もいたしてまいりました。書類として上がってくるのかないのか、それもわかりませんが、どういう形で行われるのかというのを詳しく尋ねましたとき、担当の検事等が本場に全身全霊を込めて判決を読み直す、また調書ももう一度調べる、こういったことも聞かせていただきました。これに対して最高裁の方から、司法の独立があるのにもう一度調べ直すのか、こういう御異論もある、こんなことも含めてお聞かせも賜ってまいりました。それらすべてを頭の中にたたき込み、また自分自身の良心に問ひかけ、そして法務大臣としての任務、このことも十分わきままえながら対応をしていきたい、このように考えております。

○下稲葉耕吉君 ありがとうございます。

それでは、私はこの際、日本弁護士会と法務省といいますが、あるいは最高裁も含めての問題について大臣の御意見なりなんなりを時間の許す限り伺いたいと思っております。

御承知のとおり、弁護士法は議員立法でございます。だから、日本弁護士会に対する監督官庁といいますが、所管官庁といいますが、私はないと思っておりますが、間違いないでございましょうか。

○政府委員(永井紀昭君) 国家行政組織法上の問題、それからその他の法令上の関係におきまして、いわゆる監督官庁と称するものはないというふうに解されております。

○下稲葉耕吉君 そこで、弁護士会、弁護士さん

にまつわるいろいろな問題等もございます。先ほど検察官の問題についていろいろお伺いしたんですが、そういうふうな形で国会の場で御答

弁いただく方がいらつしやらないわけでございます。

それから、私も仕事を進めていく上で、弁護士会、日弁連と申しますか、日弁連の方たちと深くかわり合いのある法案というのが本場に多いんです。この委員会では本場に多いと思えます。

例えば、今回出ております外国法事務弁護士の問題、いわゆる外弁問題、これも長いこと法務省それから日弁連、それに外務省も入っているいろいろ協議されている。結局、日弁連がオーケーされると大体法律ができちゃうというふうな形になります。

それから、法律扶助制度は、これは日弁連の方から、何とかして欲しい、何とかして欲しいといふて、私も陳情を受けたり、いろいろやっております。

あるいは今問題になっておりますPL法案、製造物責任法案の問題も底辺には弁護士会の方々の大変な意見というのがある。それはEC型のPL法案でいくのか、アメリカ型のPL法案でいくのか。アメリカ型のPL法案というのはもう弁護士さんたちと深くかかわっているわけですから、だからそういうふうな形で関係ないわけではない。

片や刑事施設法案あるいは拘禁四法案になりますと、これは先ほど申し上げましたが、長い歳月がかかっているけれども弁護士さん方の御理解が得られないものですから、結果として法案が成立してない。

刑事施設法に限って申し上げますならば、問題は代用監獄をどういうふうにするかというものと、いわゆる被疑者と弁護士間の交通といいますが、大体その辺のところが大変なところじゃないだろうかと思っております。例えば、留置所をなくして拘留所だということになりますと、果たしてどういうふうな問題が起こるだろうか。拘留所の数から何から、私もよく調べてみた。弁護士さん自身が地方に置いたり大変お困りなんじゃないかと思うようなことすらないわけじゃない。とする

ならば、どの辺のところか、話し合いができるのだろうかできないのだろうかとか、そういうふうな問題等もございます。これが進まなければこの問題は解決しないと思っております。

しかし、何とか話し合いがつきそうになる。法務省あるいは検察庁あたりが何回も弁護士会とお話し合っていて、うまくいってしまっている。これはできるということになる。そうしますと、今度は

弁護士会の役員の方々がかわりになつて、また話が振り出しに戻る、こういうふうなことを何回もやっているんですね。そういうふうなこともあります。

あるいは司法試験制度の問題を取り上げてもそうです。今の司法試験制度がいいのかどうか、いろいろ議論がございまして、五百人から七百人になった。七百人がいろいろかどうか、将来の日本の弁護士さんというものが、全国で大体どれぐらいのバランスでおられたらいいのかどうか、そういうふうなところからだんだんだんだん今度は試験制度の問題なりなんなり入ってくるだろうと思っております。

あるいは弁護士法そのものにとってもそうです。我々の大先輩で加藤武徳先生がおられました。

法務委員会に入っておられました。あの方は知事もやられ、二十何年参議院議員をなさった。昔の司法試験の一次試験は合格されたんですね。国会議員をやめて、弁護士になられた。ところが、なれないんですね。ところが、当たりきわりのあつたら失礼しますけれども、衆参の法制局の参事

かなんか知りませんが、加藤武徳先生みたいに一次試験に合格して、その方は五年たてば弁護士資格が得られるんですね。あるいは大学の教授なりなんなり、これは試験に受からなくても、どこの大学でもですよ、法学部の教授だとして試験がなくて、五年たてば弁護士資格が得られるんですよ。今、加藤武徳先生は司法研修所に元氣でお通いになって、来年、二年たつものです。御子

息が今参議院議員になっておられますけれども、そういうふうな問題。

あるいは今申し上げましたような日弁連そのものの意向というのが政府委員なりなんなりを通じて我々の場ではつきりできない。いろんな問題が、今若干申し上げただけですけれども、たくさんあるわけでございます。

そういうふうなものを個々にそれは検討していくというのはいくらも大事ですけれども、せっかく力のある大臣が御就任なさったんですから、その辺のところを総合的に御検討なさって、前の前後藤田法務大臣がそういうふうなことで一生懸命おやりになりかかったんですね。途中でとまっている経緯もございまして、その辺のところまでひとつ大臣の今のところをお答えいただければと思います。

○国務大臣(中井治君) 先生いろいろ御指摘をいただきました。十分認識をさせていただきます。

同時にまた、私自身も幾つかの点で先生のお感じになつていふようなことを国会議員で感じてきたこともございまして。日弁連との関係につきましては、長期的観点から我が国の司法制度にとってこの関係を維持していくことが望ましいと思っております。今後とも従来の姿勢を堅持していきたいと考えておりますが、御指摘のような各種問題がござい

す。私は、就任いたしましたして幾つか法務当局に申し上げたうちのひとつは、基本的な法を預かる法務省ですから、法律の朝令暮改というのはよくない。しかし、国内情勢も国際環境もいろいろと激しく動く時代、そういう時期に、時代時代考えて改正というものをしているかなきゃならぬときに、これが議論となつて取りかかって六年も七年もかかっているようでは到底間に合わない。何とかもう少し制度的な運用、あるいは話し合い、やり方を考えて、少なくとも二年ぐらいで結論が出てくる、方向が出てくる、こういうことを考えてくれなにかと、このように申したところでございまして。先生おっしゃる通りに、力があるわけでもあり

ませんし、どのぐらいいやらせていただけるかどうか
もわかりませんが、そういったことを胸に畳んで、
日弁連の方とも腹を割って話し合いをさせていただ
きたいと考えているところでございます。
○下相葉耕吉君 ありがとうございます。
何か大臣のお時間もあるようでございますので、
私はこれで終わらせていただきます。
○委員長(猪熊重二君) 他にいろいろ質疑を予定
されていた委員もおられるのですが、衆議院の方
の審議の都合もこれあり、本日の調査はこの程度
にとどめたいと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等
に関する請願(第四八九号)(第四九八号)
二、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す
る請願(第五一〇号)(第五一二号)
三、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等
に関する請願(第五二二号)

第四八九号 平成六年三月十八日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 長崎市栄町一ノ二五長崎MSビル
内長崎県弁護士会会長 塩飽志郎
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第四九八号 平成六年三月二十二日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 愛媛県松山市一番町四ノ一ノ五愛
媛弁護士会会長 西嶋吉光
紹介議員 池田 治君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五一〇号 平成六年三月二十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 長崎市かき道四ノ五ノ一九 山田
武史 外二十七名

- 紹介議員 三重野栄子君
一、民法第九百条第四号ただし書を撤廃し、嫡出
子・非嫡出子の法定相続分を同等とすること。
二、住民票の世帯主との続柄記載方法を改善し、
嫡出子・非嫡出子、養子、実子の区別を廃し、
「子」として統一すること。
三、戸籍法第十三条を改正し、続柄欄を撤廃し性
別欄とすること。
四、戸籍法第四十九条を改正し、出生届書の嫡出
子・非嫡出子別の記載を撤廃すること。

理由
国連で採択され、日本でも批准される予定の「子
どもの権利条約」では、出生による差別を禁止し
ている。日本においては、いまだ、親が婚姻届を
出しているかどうかで嫡出子か否かを区別し、相
続で差別し、戸籍や住民票の続柄欄でも婚外子を
差別している。これは不当と言えない。生まれ
ながらの平等を廃し、憲法の「法の下の平等」
を実現し、「子どもの権利条約」を始め国際条約に
抵触しないよう、法制度の改正を求める。

第五一三号 平成六年三月二十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 長崎市芝塚町二九二ノ五 坂元
稔 外二十九名
紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第五二二号 平成六年三月二十三日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 岡山市南方一ノ八ノ二九岡山弁護
士会会長 藤本徹
紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等
に関する請願(第五五九号)(第五七八号)(第
五七九号)
二、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す
る請願(第五八二号)
三、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等
に関する請願(第五八八号)
四、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関す
る請願(第五九五号)

一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等
に関する請願(第六〇七号)(第六一一号)(第
六一五号)(第六一六号)(第六三四号)(第六三
八号)

第五五九号 平成六年三月二十五日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 栃木県宇都宮市小幡二ノ七ノ一三
栃木県弁護士会会長 小沼洗一郎
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五七八号 平成六年三月二十八日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 埼玉県浦和市仲町一ノ一一ノ一
三池本誠司
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五七九号 平成六年三月二十八日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 埼玉県大宮市桜木町二ノ三五一田
中ビル 佐藤善博

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五八二号 平成六年三月二十八日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

- 請願者 埼玉県所沢市林二ノ四五九ノ七
峰村勝美 外二十九名
紹介議員 北村 哲男君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第五八八号 平成六年三月二十八日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 埼玉県浦和市高砂四ノ三ノ二二
萩原猛
紹介議員 石井 道子君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第五九五号 平成六年三月二十九日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

- 請願者 千葉県我孫子市栄崎九九四ノ三
大野光行 外二十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第六〇七号 平成六年三月三十日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 仙台市青葉区一番町一ノ一七ノ二
〇グラントメゾン片平内仙台弁護
士会会長 渡邊克彦
紹介議員 秋野 浩基君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六一一号 平成六年三月三十日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関
する請願

- 請願者 岐阜市端詰町二二岐阜県弁護士会
会長 戸部勝司

紹介議員 笠原 潤一君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六一五号 平成六年三月三十日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 徳島市徳島本町二ノ三二徳島弁護士会会長 津川博昭

紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六一六号 平成六年三月三十日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市土呂町二ノ七一ノ八ノ一〇三 新穂正俊

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六三四号 平成六年三月三十一日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 高知市越前町一ノ五ノ七高知弁護士会会長 田木捷太郎

紹介議員 平野 貞夫君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六三八号 平成六年三月三十一日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 埼玉県浦和市高砂三ノ七ノ六武笠ビル 海老原夕美

紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第六四四号)

一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願(第六五五号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第六七一号)(第六七八号)(第六九一号)

一、外国人登録の指紋記録の廃棄に関する請願(第六九六号)
一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願(第七〇一号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七〇五号)
一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願(第七〇八号)

第六四四号 平成六年四月一日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三二通)
請願者 東京都国分寺市東元町三ノ一四ノ二コスモハイツ二〇三 大原実 折 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六五五号 平成六年四月一日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 長野市旭町一、一〇八長野県弁護士会会長 高井新太郎

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六七一号 平成六年四月四日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三二通)
請願者 千葉市美浜区磯辺七ノ三八ノ七伊藤宜子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六七八号 平成六年四月四日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区天王町団地三ノ六一五 倉知博 外九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六九一号 平成六年四月五日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(四通)
請願者 東京都武蔵野市西久保二ノ二九ノ一二 山田則子 外三名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第六九六号 平成六年四月五日受理
外国人登録の指紋記録の廃棄に関する請願
請願者 大阪市平野区加美南五ノ二ノ七西村章

紹介議員 清水 澄子君
平成四年五月の国会附帯決議で指紋の廃棄が約束されている。にもかかわらず、法務省は原票の指紋欄の抹消を、何ら検討もせず、通達で各都道府県に対し原票の回収を指示し、すべてをマイクロフィルム化しようとしており、このことは明らかに国会の附帯決議に反している。ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、外国人登録の指紋記録を直ちに廃棄すること。
二、外国人登録法の抜本改正を行うこと。

第七〇一号 平成六年四月五日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 札幌市中央区北一条西一〇丁目第百生命札幌第二ビル内札幌弁護士会会長 馬場正昭

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第七〇五号 平成六年四月五日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 東京都豊島区目白三ノ一ノ一九古林啓子 外九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第七〇八号 平成六年四月五日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願
請願者 奈良市登大路町五奈良弁護士会会長 山田磯子

紹介議員 服部三男雄君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第七四九号)
一、製造物責任法の早期制定に関する請願(第七七九号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八九号)(第七九〇号)

第七四九号 平成六年四月八日受理
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 大阪市東成区大今里西二ノ一〇ノ一片岡幸子 外九名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第七七九号 平成六年四月十四日受理
製造物責任法の早期制定に関する請願
請願者 愛知県岡崎市電美東二ノ六ノ一

四 杉浦英樹 外四百九十一名

紹介議員 北村 哲男君

欠陥製品被害の予防と救済のためには製造物責任法が必要不可欠である。日本弁護士連合会は、平成三年三月「製造物責任法要綱」を提言し、同年五月二十四日定期総会で「製造物責任法の制定を求める決議」を採択し、平成四年十一月六日第三十五回人権擁護大会で「製造物責任法の制定を求める宣言」を採択した。ところが平成四年七月、九月、十二月経済界から時期尚早、裁判外紛争処理機関の新設、充実で足りる旨の意見書が出され、一部の学者からは現行の過失責任ルールで欠陥製品被害を救済し得るとの意見が表明されてきた。国民生活審議会も、同年十月十九日消費者政策部会報告で「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止、救済の在り方について更なる検討を行い、おおむね一年以内にその結果を取りまとめることが必要である」としたが、いよいよ取りまとめの時期が来た。今日争点とされているのは、製造物責任法の内容をどのようなものにするかである。そのような中で我が国で製造物責任法が制定されるとしても、E.C.型のもので足り、推定規定は設けず、開発危険の抗弁を認めるべきであるとの論調がある。しかし、被害の現場で欠陥製品被害救済の裁判を遂行している弁護士立場からすると、責任要件を過失責任から厳格責任に変更しただけの製造物責任法で真に被害救済できるとは到底考えられない。ついでには、平成三年五月二十四日日本弁護士連合会が決議したように、次の内容を持った製造物責任法を早期に制定されたい。

- 一、製造者の無過失責任の原則を徹底し、開発危険の抗弁を認めないこと。
- 二、欠陥とは、製品の通常予想される使用及び製品についての説明・指示・警告において、消費者が期待する安全性を欠く状態をいうこと。
- 三、欠陥及び因果関係の推定規定を設けるとともに、安全性に関する情報の開示義務を認めること。

四、広く欠陥製品による被害救済のための法とし、流通関連業者にも連帯責任を負わせ、損害の種類や額を制限し、あるいは製造者などの責任を一定期間に制限する規定を設けないこと。

五、悪質な製造業者に相応な付加金を課すこと。

第七八二号 平成六年四月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市北久宝寺一ノ四ノ一

三ノ六〇一 長尾達也 外九百九十九名

紹介議員 西川 潔君

治安維持法犠牲者は、戦前の絶対主義的天皇制の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したことを理由に弾圧され、多大の犠牲を受けた。治安維持法が制定された大正十四年から廃止されるまでの二十一年間に、逮捕者数十万、送検された人七万五千、拷問により虐殺された人、獄死した人を合わせると約二千人にも上る。戦後この治安維持法は日本がボツダム宣言を受諾したことにより、人権を踏みにじり、人道に反し、日本の民主化を阻害した最大の悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされた。しかし、戦後日本の歴代政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを、いまだに認めようとしない。戦争犯罪と人道に反する罪が国際法においても時効不適用の罪として、ヨーロッパでは今も戦犯を追及し、犠牲者には賠償が行われている。さらにアメリカ、カナダでも日系人の強制収容者に対して陳謝と賠償が行われている。私たちは、再び戦争と暗黒政治を許さないために、治安維持法体制の復活に反対する。ついでには、(一)国が、治安維持法は人道に反する悪法であったことを認めること、(二)国が、治安維持法の犠牲者に謝罪と賠償を行うこと、を内容とする治安維持法等犠牲者国家賠償法(仮称)を制定されたい。

第七八三号 平成六年四月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(二通)

請願者 札幌市手稲区富丘三条六ノ二ノ二

一〇〇〇 井尻光光 外千九百九十九名

紹介議員 風間 昶君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第七八四号 平成六年四月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 長野県大町市大黒町二、二五三

渡辺美保 外三千九百九十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第七八九号 平成六年四月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市弥勒寺二ノ五ノ一

栗原徹二 外三千九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第七九〇号 平成六年四月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府高槻市松ヶ丘三ノ三三ノ一

二 岩本孝雄 外三千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八〇一七号

(第八一七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八四七号)(第八五〇号)(第八五一七号)

一、不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する請願(第八五六号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)

第七九五号 平成六年四月十五日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府平野区加美南五ノ一二ノ二

〇 武田大蔵 外千九百九十九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八〇一号 平成六年四月十五日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都江戸川区西小松川町六ノ五

石井知子 外二千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八〇六号 平成六年四月十八日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 高知市朝倉内一、五五三ノ一五

渡辺靖二 外九百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八〇九号 平成六年四月十八日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(二通)

請願者 埼玉県与野市上落合九七八団地

林義之介 外二千九百九十九号
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八一〇号 平成六年四月十八日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定
に関する請願(十一通)
請願者 大阪府岸和田市神須屋町四三五ノ
七ノ三〇一 田中忠裕 外一万二
百九十九号

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八一七号 平成六年四月十九日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定
に関する請願
請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町関七五五ノ
二一 篠原悦子 外九百九十九号

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八四七号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
(六通)
請願者 埼玉県鴻巣市ひばり野二ノ六ノ
四 吉田五郎 外二十九号

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八五〇号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都立川市羽衣町二ノ五三ノ一
二 島崎文雄 外二十九号

紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八五一号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都中野区本町二ノ二〇ノ四

伊藤五郎 外二十九号
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八五六号 平成六年四月二十一日受理
不動産訴訟の貼(ちよう)用印紙額の算定等に関する
請願
請願者 埼玉県熊谷市筑波二ノ一三 蔭山
好信

紹介議員 関根 則之君
この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第八五八号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 千葉県船橋市丸山二ノ一ノ四 柴
田留司 外二十九号

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八五九号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都武蔵野市桜堤一ノ二ノ五四
ノ一 田中須美子 外三十号

紹介議員 狩野 安君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八六〇号 平成六年四月二十一日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県川越市笠幡二、七三五ノ八
三 金沢位之 外二十九号

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第八六五号)
一、製造物責任法の早期制定に関する請願(第
八七六号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第八七八号)(第八八三号)
一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制定に関する請願(第八七七号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第八八八号)(第八八九号)(第九〇六
号)(第九〇八号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・
戸籍法の改正に関する請願(第九一三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第九一四号)(第九一五号)(第九一八
号)(第九二五号)(第九二六号)(第九三八号)
(第九三九号)(第九四〇号)(第九四二号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制定に関する請願(第九五二号)
一、消費者のための製造物責任法早期制定に関
する請願(第九六三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第九六七号)

第八六五号 平成六年四月二十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県三郷市産成四ノ三ノ七ノ五
一〇 吉羽朗 外二十九号

紹介議員 岩本 久人君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八七六号 平成六年四月二十二日受理
製造物責任法の早期制定に関する請願
請願者 三重県津市白塚町三六九ノ二八
伊藤誠基 外四百八十二号

紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八七八号 平成六年四月二十二日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都足立区関原一ノ二二ノ二
〇 鈴木和義 外二十九号
紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。
第八八三号 平成六年四月二十五日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 千葉県柏市根戸三八五ノ八〇 井
上弘明 外二十九号

紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八八七号 平成六年四月二十五日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定
に関する請願
請願者 大阪府大東市永野一ノ二二ノ一
二 井上文昭 外三千九百九十九
名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第八八八号 平成六年四月二十五日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県狭山市青柳二二四ノ一〇
〇 千葉雅弘 外二十九号

紹介議員 橋山 篤君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第八八九号 平成六年四月二十五日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 茨城県北相馬郡利根町布川二五三
ノ三二二 須貝静夫 外二十九号

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九〇六号 平成六年四月二十五日受理
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都三鷹市新川三ノ一八ノ一
石倉政弘 外二十九号
紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九〇八号 平成六年四月二十五日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都東村山市久米川町四ノ一〇
ノ七 西迫敏 外二十九名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九一三号 平成六年四月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 埼玉県東松山市毛塚一、〇〇〇ノ

一 近藤百佳 外九名
紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第九一四号 平成六年四月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 神奈川県相模原市東橋本二ノ一四
ノ一四 福島義雄 外二十九名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九一五号 平成六年四月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県所沢市東町八ノ三 樋口紀
子 外二十九名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九一八号 平成六年四月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 千葉県船橋市七林町一七ノ六
九 岡田正勝 外二十九名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九二五号 平成六年四月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県所沢市上山口四〇〇 中村

和一 外二十九名

紹介議員 太田 豊秋君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九二六号 平成六年四月二十六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県坂戸市関間三ノ一二ノ五
三 菅野宏 外二十九名

紹介議員 大木 浩君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九三八号 平成六年四月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎六ノ一七ノ一
河村正雄 外二十九名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九三九号 平成六年四月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都杉並区下井草五ノ四ノ一
三 鶴崎隆一 外二十九名

紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九四〇号 平成六年四月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都昭島市中神町一ノ一五ノ一
九 石川恒男 外二十九名

紹介議員 谷本 巍君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九四一号 平成六年四月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区西原一ノ三八ノ一
〇 馬場和久 外二十九名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第九五二号 平成六年四月二十七日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願
請願者 大阪市天王寺区悲田院町八ノ二
福田志朗 外九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七八二号と同じである。

第九六三号 平成六年四月二十八日受理

消費者のための製造物責任法早期制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市稲津三ノ七ノ一四
小松園子 外千九百九十二名

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第九六七号 平成六年四月二十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都葛飾区金町三ノ一ノ五
小 比賀義尚 外二十九名

紹介議員 田辺 哲夫君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第九八八号)(第一〇一一号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一〇二二号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一〇二三号)
一、外国人登録法の抜本改正等に関する請願(第一〇二九号)(第一〇五九号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一〇六七号)
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第一〇七四号)
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一〇七五号)

第九八八号 平成六年五月九日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県八潮市八潮四ノ二八ノ一
六 曾我部修三 外二十九名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一〇一一号 平成六年五月十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市小溝八七六ノ五〇
木左實裕人 外十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一〇二二号 平成六年五月十一日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又六ノ一ノ三ナビ
才柴又四〇四 福田昭

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第一〇二三号 平成六年五月十一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 滋賀県守山市金森町六五ノ二
六 今関満喜子 外六名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一〇二九号 平成六年五月十一日受理

外国人登録法の抜本改正等に関する請願
請願者 大阪府北区中之島一ノ三ノ二〇
内田耀子

紹介議員 清水 澄子君
外国人登録法の抜本改正を求める。ついでに、次の事項について実現を図りたい。
一、指紋押なつ制度を全廃し、登録証の常時携帯制度を廃止すること。
二、署名のできない人に対する制裁措置を行わな

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市長田区五位ノ池町三ノ五ノ

九 松澤清乃 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一二六号 平成六年五月十九日受理

夫婦同氏別氏の選択制の導入と続柄欄の廃止に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市下新田一四六ノ

五 千賀千裕 外六十九名

紹介議員 萩野 浩基君

我が国では、民法第七百五十条により夫婦同氏が強制され、結婚に際して、一方が必ず自分の氏を捨てなければならぬ。しかしながら、学校・職場を含め、生活のほとんどの場で氏が使用されている我が国では氏を捨てることは、氏とともにその氏に付随していた美観や業績、さらにはそれまでの存在自体までを捨てるに等しく、氏を捨てた側の者は多大な不利益を被っている。また同氏の夫婦だけを正しいとする法律は、夫婦及び家族間の信頼や愛情等の内面的で複雑なはずのものが、安易に氏が同じであることで成り立っているという誤解を招き、そのため氏が同じでないものに対する偏見を広げる結果になっている。他方、両親との続柄欄は、非嫡出子差別を助長している。続柄欄をもって子供に事実上の優劣をつけるのは、子供の人権から見ても許されるべきではない。社会生活上も続柄を所有する必要性はなく、また夫婦同氏別氏選択制を法制化した場合には続柄欄は実務上の困難をもたらすことにもなる。ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、民法第七百五十条を改正し、夫婦同氏別氏の選択制を導入すること。
- 二、続柄欄を廃止して性別にかかわらず子と表すこと。

第一二六八号 平成六年五月十九日受理

第三部 法務委員会会議録第二号 平成六年六月七日【参議院】

外国人登録法の抜本改正等に関する請願

請願者 大阪府西区北堀江四ノ一ノ三

〇 森田元幸 外二名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一二八四号 平成六年五月十九日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 川崎市多摩区宿河原二ノ二ノ一

八 島村秀貴 外二十九名

紹介議員 松谷蒼一郎君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三〇三号)
- 一、外国人登録法の抜本改正等に関する請願(第二三〇八号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三二〇号)
- 一、夫婦別氏別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二三四号)
- 一、アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願(第一三三九号)
- 一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一三三九号)
- 一、アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願(第一三三八号)
- 一、外国人登録法の抜本改正等に関する請願(第一三三九号)
- 一、アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願(第一三三八号)
- 一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・

戸籍法の改正に関する請願(第一四七五号)

一、アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願(第一四八一号)(第一五一八号)

一、外国人登録法の抜本改正等に関する請願(第一五二四号)

一、アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願(第一五二八号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一五八一号)

第一三〇三号 平成六年五月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫県加古郡稲美町加古二、〇六

〇 本岡吉喜 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一三〇八号 平成六年五月二十日受理

外国人登録法の抜本改正等に関する請願

請願者 大阪府東住吉区東田辺一ノ一三ノ

四 大山順子 外二名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一三二〇号 平成六年五月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 茨城県龍ヶ崎市長通幸谷町五六四

ノ一〇 小沼正記 外二十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五一〇号と同じである。

第一三四一号 平成六年五月二十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市北本町二ノ六四ノ二

ノ四〇三 秋野三枝 外四名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一三四五号 平成六年五月二十日受理

アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願

請願者 横浜市栄区本郷台四ノ二八ノ三

西田由美子 外四名

紹介議員 久保田真苗君

高度経済成長の旗印の下、アジアを経済侵略して豊かさを誇る日本へ、貧しく十分な教育も受けられなかったアジア女性が、家族を養うために働きにきている。「工場で働かないか」「ウェイトレスをしないか」とだまされて来た女性たちは、暴力団を含むブローカーによって売買され、三百万円から四百万円のいわれのない借金を課され、売春を強要されている。一兆円規模の性産業を持つ日本は、世界最大の買春の消費国と言われている。女性の活躍の目覚ましさが言われている中で、今なお根強い日本の性差別と依然として残るアジア蔑(べつ)視がこうした現状をつくり出している。私たちはしっかりと人権の視点を持ち、それを解決することを責務として問われている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国は、人身売買された女性の人権を守ること。
- 二、国は、国際人権規約に基づき、人身売買された女性たちを保護し、帰国援助すること。
- 三、国は、人身売買のあらゆる加害者を徹底的に取り締めること。
- 四、国は、以上の実行のための十分な予算措置を採ること。

第一三四七号 平成六年五月二十日受理

アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市矢畑七三〇 香

川ゆみ子 外二十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一三四九号 平成六年五月二十日受理

アジアの女性の人権を守るための施策に関する請願

願 請願者 札幌市北区新琴似一条一ノ七ノ

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第三三五三号 平成六年五月二十日受理

願 請願者 千葉県流山市野々下三ノ九三ノ

紹介議員 中村 鋭一君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第三五八号 平成六年五月二十三日受理

願 請願者 川崎市宮前区神木町五ノ一七ノ

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第三六七号 平成六年五月二十三日受理

願 請願者 大阪府北区中之島一ノ三ノ二〇

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第三三八一号 平成六年五月二十四日受理

願 請願者 東京都大田区南雪谷一ノ一七ノ一

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第三九三三号 平成六年五月二十四日受理

願 請願者 大阪府北区梅田一ノ二ノ二駅前第

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

平成六年六月十五日印刷

二ビル 上田幸裕 外二名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第三九五五号 平成六年五月二十四日受理

願 請願者 札幌市東区北二十条東三丁目 渡

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一四七五号 平成六年五月二十四日受理

願 請願者 新潟県佐渡郡相川町大字下戸村四

紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一四八一号 平成六年五月二十五日受理

願 請願者 東京都中野区中央四ノ六ノ一二ノ

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一五一八号 平成六年五月二十六日受理

願 請願者 東京都目黒区青葉台一ノ一八ノ一

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一五二四号 平成六年五月二十六日受理

願 請願者 大阪府淀川区十三東一ノ一八ノ二

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

平成六年六月十六日発行

一 藤本富美子 外四名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第一五二八号 平成六年五月二十六日受理

願 請願者 東京都品川区大井五ノ一二ノ一

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一三四五号と同じである。

第一五八一号 平成六年五月二十六日受理

願 請願者 東京都世田谷区大原一ノ七ノ四

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

六月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が

付託された。

一、更生緊急保護法の一部を改正する法律案

更生緊急保護法の一部を改正する法律案

更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三三号)

の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「救護」の下に「(以下「救護」とい

う。を、「援護」の下に「(以下「援護」という。を

加える。

第八条の見出しを「(更生保護会に対する監督

等)に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」

に改め、同項第一号及び第二号中「更生保護」の下

に「救護及び援護」を加え、同条第四項中「同条同

項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条

第三項の次に次の一項を加える。

発達を図るため必要があると認めるときは、更

生保護会に対し、その事業に関し、必要な助言、

指導又は勧告をすることが出来る。

第九条第一項中「備付及び」を「備付け若しくは」

に、「求」を「求め」に、「同条第四項」を「同条第五

項」に改める。

第十二条第二項中「左の各号に掲げる費用につ

き、補助金を交付する」を「その事業に要する費用

につき、補助する」に改め、同項各号を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした改正前の第八条第四

項の規定による命令は、改正後の同条第五項の

規定による命令とみなす。

(国有財産特別措置法の一部改正)

3 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二

百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同項第二号の費用について」

を削る。

第一号中正誤

ページ 段行 誤 正
二四四 ので ありまうせん ありませんので